

浦添市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

浦添市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「上半期・下半期に分けて」を削り、同条第2項中「各半期の最初の月に、当該各半期に属する月数分を」を「4月に当該年度分を一括して」に改め、同項ただし書及び同条第3項中「各半期」を「年度」に改め、同条第5項を削る。

第4条中「各半期」を「年度」に改める。

第5条第1項中「広報」の次に「、広聴」を加え、「市民の意思」を「住民の意見」に改め、同条第2項中「政務活動に要する経費で別表に掲げるものに」を「別表で定める政務活動に要する経費に」に改める。

第7条第1項中「又はこれに準ずる書類」の次に「及び会計帳簿」を加える。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日において、令和元年度分の未交付の政務活動費については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和元年7月末日までに交付する。